十八年一月二十日付け各都道府県財政担当課、市町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）のうち、公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び一般事業に係る地方債（以下「平成二十七年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額、平成二十八年度において「平成二十八年度補正予算（第一号）により創設された一般会計熊本地震復旧等予備費の使用に係る地方債の取扱いについて」（平成二十八年七月二十六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成二十八年度国の補正予算（第二号）に係る地方債の取扱いについて」（平成二十八年十月十一日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）及び「平成二十八年度国の補正予算（第三号）に係る地方債の取扱いについて」（平成二十九年一月三十一日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各指定都市財政担当課あて事務連絡）のうち、公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び一般事業に係る地方債（以下「平成二十八年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額、平成二十九年度において「平成二十九年度国の補正予算（第一号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十年二月一日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）のうち、公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び一般事業に係る地方債（以下「平成二十九年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額、平成三十年度において「平成三十年度一般会計の予備費の使用に係る地方債の取扱いについて」（平成三十年八月三日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）、「平成三十年度一般会計の予備費の使用に係る地方債の取扱いについて」（平成三十年九月七日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）、「平成三十年度補正予算（第一号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十年十一月七日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）及び「平成三十年度補正予算（第二号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十年十二月十四日付け各都道府県財政担当課、市町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）のうち、公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び一般事業に係る地方債（以下「平成三十年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額、平成三十一年度において「平成三十一年度一般会計の予備費の使用に係る地方債の取扱いについて」（平成三十一年四月二日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）、「平成三十一年度補正予算（第一号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十一年四月二日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）及び「平成三十一年度補正予算（第二号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十一年四月二日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）のうち、公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び一般事業に係る地方債（以下「平成三十一年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額、平成三十一年度において「平成三十一年度一般会計の予備費及び経済危機対応・地域活性化予備費並びに東日本大震災復興特別会計予備費の使用に係る地方債の取扱いについて」（平成三十一年四月二十六日付け各都道府県財政担当課、市町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）及び「平成三十一年度一般会計の予備費及び経済危機対応・地域活性化予備費の使用に係る地方債の取扱いについて」（平成三十一年四月二十六日付け各都道府県財政担当課、市町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）のうち、公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び一般事業に係る地方債（以下「平成三十一年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額、平成三十一年度において「平成三十一年度国の補正予算（第一号）等に係る地方債の取扱いについて」（平成三十一年五月二十日付け各都道府県財政担当課、市町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）のうち、公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び一般事業に係る地方債（以下「平成三十一年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額、平成三十一年度において「平成三十一年度国の補正予算（第二号）等に係る地方債の取扱いについて」（平成三十一年六月二十一日付け各都道府県財政担当課、市町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）のうち、公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び一般事業に係る地方債（以下「平成三十一年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額、平成三十一年度において「平成三十一年度国の補正予算（第三号）等に係る地方債の取扱いについて」（平成三十一年七月二十九日付け各都道府県財政担当課、市町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）のうち、公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び一般事業に係る地方債（以下「平成三十一年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額、令和元年度において「令和元年度一般会計の予備費の使用に係る地方債の取扱いについて」（令和元年八月二日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）、「令和元年度一般会計の予備費の使用に係る地方債の取扱いについて」（令和元年九月六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）、「令和元年度補正予算（第一号）に係る地方債の取扱いについて」（令和元年十一月七日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）及び「令和元年度補正予算（第二号）に係る地方債の取扱いについて」（令和元年十二月十三日付け各都道府県財政担当課、市町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）のうち、公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び一般事業に係る地方債（以下「令和元年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額、令和二年度において「令和二年度一般会計の予備費及び経済危機対応・地域活性化予備費並びに東日本大震災復興特別会計予備費の使用に係る地方債の取扱いについて」（令和二年四月二十日付け各都道府県財政担当課、市町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）及び「令和二年度一般会計の予備費及び経済危機対応・地域活性化予備費の使用に係る地方債の取扱いについて」（令和二年四月二十日付け各都道府県財政担当課、市町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）のうち、公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び一般事業に係る地方債（以下「令和二年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額、令和二年度において「令和二年度国の補正予算（第一号）等に係る地方債の取扱いについて」（令和二年五月二十日付け各都道府県財政担当課、市町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）のうち、公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び一般事業に係る地方債（以下「令和二年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額、令和二年度において「令和二年度国の補正予算（第二号）等に係る地方債の取扱いについて」（令和二年六月二十二日付け各都道府県財政担当課、市町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）のうち、公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び一般事業に係る地方債（以下「令和二年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額、令和二年度において「令和二年度国の補正予算（第三号）等に係る地方債の取扱いについて」（令和二年七月二十九日付け各都道府県財政担当課、市町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）のうち、公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び一般事業に係る地方債（以下「令和二年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額、令和三年度において「令和三年度一般会計の予備費の使用に係る地方債の取扱いについて」（令和三年四月二日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）、「令和三年度一般会計の予備費の使用に係る地方債の取扱いについて」（令和三年五月十日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）及び「令和三年度補正予算（第一号）に係る地方債の取扱いについて」（令和三年六月二十一日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）のうち、公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び一般事業に係る地方債（以下「令和三年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額、令和三年度において「令和三年度国の補正予算（第二号）等に係る地方債の取扱いについて」（令和三年七月二十日付け各都道府県財政担当課、市町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）のうち、公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び一般事業に係る地方債（以下「令和三年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額、令和三年度において「令和三年度国の補正予算（第三号）等に係る地方債の取扱いについて」（令和三年七月二十九日付け各都道府県財政担当課、市町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）のうち、公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び一般事業に係る地方債（以下「令和三年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額、令和四年度において「令和四年度一般会計の予備費の使用に係る地方債の取扱いについて」（令和四年四月二十日付け各都道府県財政担当課、市町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）及び「令和四年度一般会計の予備費及び経済危機対応・地域活性化予備費の使用に係る地方債の取扱いについて」（令和四年四月二十日付け各都道府県財政担当課、市町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）のうち、公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び一般事業に係る地方債（以下「令和四年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額、令和四年度において「令和四年度国の補正予算（第一号）等に係る地方債の取扱いについて」（令和四年五月二十日付け各都道府県財政担当課、市町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）のうち、公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び一般事業に係る地方債（以下「令和四年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額、令和四年度において「令和四年度国の補正予算（第二号）等に係る地方債の取扱いについて」（令和四年六月二十一日付け各都道府県財政担当課、市町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）のうち、公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び一般事業に係る地方債（以下「令和四年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額、令和四年度において「令和四年度国の補正予算（第三号）等に係る地方債の取扱いについて」（令和四年七月二十九日付け各都道府県財政担当課、市町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）のうち、公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び一般事業に係る地方債（以下「令和四年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額、令和五年度において「令和五年度一般会計の予備費の使用に係る地方債の取扱いについて」（令和五年四月二十日付け各都道府県財政担当課、市町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）及び「令和五年度一般会計の予備費及び経済危機対応・地域活性化予備費の使用に係る地方債の取扱いについて」（令和五年四月二十日付け各都道府県財政担当課、市町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）のうち、公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び一般事業に係る地方債（以下「令和五年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額、令和五年度において「令和五年度国の補正予算（第一号）等に係る地方債の取扱いについて」（令和五年五月二十日付け各都道府県財政担当課、市町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）のうち、公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び一般事業に係る地方債（以下「令和五年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額、令和五年度において「令和五年度国の補正予算（第二号）等に係る地方債の取扱いについて」（令和五年六月二十一日付け各都道府県財政担当課、市町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）のうち、公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び一般事業に係る地方債（以下「令和五年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額、令和五年度において「令和五年度国の補正予算（第三号）等に係る地方債の取扱いについて」（令和五年七月二十八日付け各都道府県財政担当課、市町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）のうち、公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び一般事業に係る地方債（以下「令和五年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額、令和六年度において「令和六年度一般会計の予備費の使用に係る地方債の取扱いについて」（令和六年四月二日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）、「令和六年度一般会計の予備費の使用に係る地方債の取扱いについて」（令和六年五月十日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）及び「令和六年度補正予算（第一号）に係る地方債の取扱いについて」（令和六年六月二十一日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）のうち、公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び一般事業に係る地方債（以下「令和六年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額、令和六年度において「令和六年度国の補正予算（第二号）等に係る地方債の取扱いについて」（令和六年七月二十九日付け各都道府県財政担当課、市町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）のうち、公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び一般事業に係る地方債（以下「令和六年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額、令和六年度において「令和六年度国の補正予算（第三号）等に係る地方債の取扱いについて」（令和六年八月二日付け各都道府県財政担当課、市町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）のうち、公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び一般事業に係る地方債（以下「令和六年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額、令和七年度において「令和七年度一般会計の予備費の使用に係る地方債の取扱いについて」（令和七年四月二日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）、「令和七年度一般会計の予備費の使用に係る地方債の取扱いについて」（令和七年五月十日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）及び「令和七年度補正予算（第一号）に係る地方債の取扱いについて」（令和七年六月二十日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）のうち、公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び一般事業に係る地方債（以下「令和七年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額、令和七年度において「令和七年度国の補正予算（第二号）等に係る地方債の取扱いについて」（令和七年六月二十日付け各都道府県財政担当課、市町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）のうち、公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び一般事業に係る地方債（以下「令和七年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額、令和七年度において「令和七年度国の補正予算（第三号）等に係る地方債の取扱いについて」（令和七年七月二十九日付け各都道府県財政担当課、市町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）のうち、公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び一般事業に係る地方債（以下「令和七年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額、令和八年度において「令和八年度一般会計の予備費の使用に係る地方債の取扱いについて」（令和八年四月二日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）、「令和八年度一般会計の予備費の使用に係る地方債の取扱いについて」（令和八年五月十日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）及び「令和八年度補正予算（第一号）に係る地方債の取扱いについて」（令和八年六月二十一日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）のうち、公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び一般事業に係る地方債（以下「令和八年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額、令和八年度において「令和八年度国の補正予算（第二号）等に係る地方債の取扱いについて」（令和八年七月二十八日付け各都道府県財政担当課、市町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）のうち、公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び一般事業に係る地方債（以下「令和八年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額、令和八年度において「令和八年度国の補正予算（第三号）等に係る地方債の取扱いについて」（令和八年八月三日付け各都道府県財政担当課、市町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）のうち、公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び一般事業に係る地方債（以下「令和八年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額、令和九年度において「令和九年度一般会計の予備費の使用に係る地方債の取扱いについて」（令和九年四月二日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）、「令和九年度一般会計の予備費の使用に係る地方債の取扱いについて」（令和九年五月十日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）及び「令和九年度補正予算（第一号）に係る地方債の取扱いについて」（令和九年六月二十一日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）のうち、公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び一般事業に係る地方債（以下「令和九年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額、令和九年度において「令和九年度国の補正予算（第二号）等に係る地方債の取扱いについて」（令和九年七月二十八日付け各都道府県財政担当課、市町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）のうち、公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び一般事業に係る地方債（以下「令和九年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額、令和九年度において「令和九年度国の補正予算（第三号）等に係る地方債の取扱いについて」（令和九年八月三日付け各都道府県財政担当課、市町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）のうち、公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び一般事業に係る地方債（以下「令和九年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額、令和十年度において「令和十年度一般会計の予備費の使用に係る地方債の取扱いについて」（令和十年四月二日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）、「令和十年度一般会計の予備費の使用に係る地方債の取扱いについて」（令和十年五月十日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）及び「令和十年度補正予算（第一号）に係る地方債の取扱いについて」（令和十年六月二十一日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）のうち、公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び一般事業に係る地方債（以下「令和十年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額、令和十年度において「令和十年度国の補正予算（第二号）等に係る地方債の取扱いについて」（令和十年七月二十九日付け各都道府県財政担当課、市町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）のうち、公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び一般事業に係る地方債（以下「令和十年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額、令和十年度において「令和十年度国の補正予算（第三号）等に係る地方債の取扱いについて」（令和十年八月二日付け各都道府県財政担当課、市町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）のうち、公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び一般事業に係る地方債（以下「令和十年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額、令和十一年度において「令和十一年度一般会計の予備費の使用に係る地方債の取扱いについて」（令和十一年四月二日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）、「令和十一年度一般会計の予備費の使用に係る地方債の取扱いについて」（令和十一年五月十日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）及び「令和十一年度補正予算（第一号）に係る地方債の取扱いについて」（令和十一年六月二十一日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）のうち、公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び一般事業に係る地方債（以下「令和十一年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額、令和十一年度において「令和十一年度国の補正予算（第二号）等に係る地方債の取扱いについて」（令和十一年七月二十九日付け各都道府県財政担当課、市町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）のうち、公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び一般事業に係る地方債（以下「令和十一年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額、令和十一年度において「令和十一年度国の補正予算（第三号）等に係る地方債の取扱いについて」（令和十一年八月三日付け各都道府県財政担当課、市町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）のうち、公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び一般事業に係る地方債（以下「令和十一年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額、令和十二年度において「令和十二年度一般会計の予備費の使用に係る地方債の取扱いについて」（令和十二年四月二日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）、「令和十二年度一般会計の予備費の使用に係る地方債の取扱いについて」（令和十二年五月十日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）及び「令和十二年度補正予算（第一号）に係る地方債の取扱いについて」（令和十二年六月二十一日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）のうち、公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び一般事業に係る地方債（以下「令和十二年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額、令和十二年度において「令和十二年度国の補正予算（第二号）等に係る地方債の取扱いについて」（令和十二年七月二十九日付け各都道府県財政担当課、市町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）のうち、公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び一般事業に係る地方債（以下「令和十二年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額、令和十二年度において「令和十二年度国の補正予算（第三号）等に係る地方債の取扱いについて」（令和十二年八月三日付け各都道府県財政担当課、市町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）のうち、公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び一般事業に係る地方債（以下「令和十二年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額、令和十三年度において「令和十三年度一般会計の予備費の使用に係る地方債の取扱いについて」（令和十三年四月二日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）、「令和十三年度一般会計の予備費の使用に係る地方債の取扱いについて」（令和十三年五月十日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）及び「令和十三年度補正予算（第一号）に係る地方債の取扱いについて」（令和十三年六月二十一日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）のうち、公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び一般事業に係る地方債（以下「令和十三年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額、令和十三年度において「令和十三年度国の補正予算（第二号）等に係る地方債の取扱いについて」（令和十三年七月二十九日付け各都道府県財政担当課、市町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）のうち、公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び一般事業に係る地方債（以下「令和十三年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額、令和十三年度において「令和十三年度国の補正予算（第三号）等に係る地方債の取扱いについて」（令和十三年八月三日付け各都道府県財政担当課、市町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）のうち、公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び一般事業に係る地方債（以下「令和十三年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額、令和十四年度において「令和十四年度一般会計の予備費の使用に係る地方債の取扱いについて」（令和十四年四月二日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）、「令和十四年度一般会計の予備費の使用に係る地方債の取扱いについて」（令和十四年五月十日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）及び「令和十四年度補正予算（第一号）に係る地方債の取扱いについて」（令和十四年六月二十一日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）のうち、公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び一般事業に係る地方債（以下「令和十四年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額、令和十四年度において「令和十四年度国の補正予算（第二号）等に係る地方債の取扱いについて」（令和十四年七月二十九日付け各都道府県財政担当課、市町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）のうち、公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び一般事業に係る地方債（以下「令和十四年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額、令和十四年度において「令和十四年度国の補正予算（第三号）等に係る地方債の取扱いについて」（令和十四年八月三日付け各都道府県財政担当課、市町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）のうち、公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び一般事業に係る地方債（以下「令和十四年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額、令和十五年度において「令和十五年度一般会計の予備費の使用に係る地方債の取扱いについて」（令和十五年四月二日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）、「令和十五年度一般会計の予備費の使用に係る地方債の取扱いについて」（令和十五年五月十日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）及び「令和十五年度補正予算（第一号）に係る地方債の取扱いについて」（令和十五年六月二十一日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）のうち、公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び一般事業に係る地方債（以下「令和十五年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額、令和十五年度において「令和十五年度国の補正予算（第二号）等に係る地方債の取扱いについて」（令和十五年七月二十九日付け各都道府県財政担当課、市町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）のうち、公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び一般事業に係る地方債（以下「令和十五年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額、令和十五年度において「令和十五年度国の補正予算（第三号）等に係る地方債の取扱いについて」（令和十五年八月三日付け各都道府県財政担当課、市町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）のうち、公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び一般事業に係る地方債（以下「令和十五年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額、令和十六年度において「令和十六年度一般会計の予備費の使用に係る地方債の取扱いについて」（令和十六年四月二日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）、「令和十六年度一般会計の予備費の使用に係る地方債の取扱いについて」（令和十六年五月十日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）及び「令和十六年度補正予算（第一号）に係る地方債の取扱いについて」（令和十六年六月二十一日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）のうち、公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び一般事業に係る地方債（以下「令和十六年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額、令和十六年度において「令和十六年度国の補正予算（第二号）等に係る地方債の取扱いについて」（令和十六年七月二十九日付け各都道府県財政担当課、市町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）のうち、公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び一般事業に係る地方債（以下「令和十六年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額、令和十六年度において「令和十六年度国の補正予算（第三号）等に係る地方債の取扱いについて」（令和十六年八月三日付け各都道府県財政担当課、市町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）のうち、公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び一般事業に係る地方債（以下「令和十六年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額、令和十七年度において「令和十七年度一般会計の予備費の使用に係る地方債の取扱いについて」（令和十七年四月二日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）、「令和十七年度一般会計の予備費の使用に係る地方債の取扱いについて」（令和十七年五月十日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）及び「令和十七年度補正予算（第一号）に係る地方債の取扱いについて」（令和十七年六月二十一日付け各都道府県財政担当